

私大助成の若干の問題点について

尾 形 憲

目 次

はじめに

1. 本質論不在の経常費補助
2. 配分の実態
3. 会計基準の問題点
4. 私大の不均等発展
5. 「公共性」と「私事性」の矛盾

私大助成の若干の問題点について

尾形 憲*

はじめに

1970年度発足した私立大学（私立短大・私立高専を含む。以下同じ）に対する経常費補助は、初年度予算額132億円から年々50%前後の増加を続け（表1）、75年には1千億の大体をこえた。76年には1290億円と、伸び率は低下したが、文部省の77年度概算要求は1854億円で、これは私大経常費総額の31%にあたるものという。¹⁾

表1 私大経常費補助推移

年 度	予 算 額	前 年 比 伸 び 率	私大経常費に 占める割合 ※
	百万円	%	%
1970	13,220		7.1
71	19,840	50.1	9.3
72	30,102	51.7	12.1
73	43,382	44.1	13.5
74	71,049	63.8	17.7
75	100,707	41.7	21.4
76	129,007	28.1	24.3

注1) ※は文部省振興課の計算による。

2) 74年は補正予算による増額を含む。

一方、「国庫助成に関する全国私立大学教授会連合」は、76年6月、『全国私立大学白書（昭和50年度）』を発表して、私大の空洞化・非大学化のなかにこそ、大学の危機があると訴えた。この「総括」のなかでは、あるマンモス・マスプロ私大の財政について、つぎのように述べられている。

「例年医学部などで問題になる補
欠入学金だけで昭和49年度約100億円、これに利子・配当の受取りが34億円ある。これらを含めた帰属収入に対する人件費の比率は57.6%にすぎない。年々の資産増は100億円を大きくこえる。消費的収支の実質黒字が約60億円のこの大学に、私大最高の35億円の経常費補助があり、このほかの補助も含めれば49億円となる。補助のあり方が、補助とは何か、問われざるをえない。」²⁾

小論は、このような問題提起に十全な答えを与えようとするものではない。むしろ、上記の大学を含めたいくつかの典型的な例によりながら、現行の私大助成のもつ問題点をより明確にすることを主眼とする。

手はじめに、私たちは、経常費補助がどのような経緯によって実現し、さらに「私立学校振興助成法」のなかに法制化されるに至ったかについて、そのあらましを見ることにしよう。

* 大学教育研究センター客員研究員/法政大学経済学部教授

1. 本質論不在の経常費補助

個別的な見解としてはともかく、人件費を含む経常費補助が具体的な問題としてとり上げられるようになったのは、1960年代に入ってからのものである。62年、戦前派の大規模大学を中心とする日本私立大学連盟は、経常費の1/3補助などを内容とする私大助成の立法化を³⁾文部省に要望したが、これに対する管理局長の回答はほぼつぎのような内容のものであった。

1. 経常費は補助の効果の測定が困難であり、補助の客体としては適切ではない。これは一種の赤字補填であるから、補助の有効適切を期するためには経常費全般の経費の状況と自主的收入財源との相関関係において補助額を決めなければならないが、それはかなり困難な問題である。

2. したがって、経常費を補助する場合には私立学校の経営内容に立ち入って綿密な監査を行ない、また必要に応じて指導を行なう必要がある。このための事務量もまた相当大きい。

3. 経常費に対する補助の割合が大きくなれば当然、それにともなって監督の強化が考えられる。たとえば、役職員の解職命令および予算の変更命令、役職員の任免および予算の認可制、その他。

4. 経常費補助は国の政策等にともなう臨時的なものでないかぎり、恒久性の強い補助になると考えられるが、このことは私立学校が本来自主的経費によって賄われることを建前とすることと矛盾することにならないか慎重な検討を要する。

経常費補助に対するこのような消極的、というよりむしろ否定的な見解は、64年の教育白書『わが国の高等教育』においても同様であった⁴⁾。60年代後半に入り続発する学費「紛争」のなかで、67年に出された「臨時私立学校振興方策調査会」（以下「臨私調」）の答申も、経常費補助の必要性は一定程度認めながら、内部における意見の不統一もあって、とくに人件費補助については結論を保留した。

これらにかなり共通なのは、私大の財政危機の原因として設備投資を重視する誤った見解⁵⁾であり、これによれば、学生急増期を過ぎれば私大における実収支は均衡しうるわけであった。しかし現実には、私大財政は窮迫の一途をたどり、70年には遂に私大関係者の念願であった人件費を含む経常費補助が実現することになる。

経常費補助の趣旨については、日本私学振興財団法案を審議した衆議院文教委員会議録などで明らかであるが、このなかで、坂田文相はたとえばつぎのように言っている。

「最近の経済成長等から考えまして、ただいまのような私学固有の基金なりあるいは適正な納付金だけで私学経営というものができない。また私学本来の目的でございましてところの教育・研究の質を落とさないで、それをさらに発展し、質的向上を目指すということができなくなった。……人件費を含めた経常費ということについても国のお金を導入することなくしては、私学の使命が果たせない、あるいは質的向上が望めないという、そういうせっぱ詰

まった状況に来ておる。世界の状況を見ても、アメリカのような国ですらも……こういう趨勢に立ち至ったわけでございまして、私どもとしましては本年度の予算編成にあたりまして人件費を含む経常費補助に踏み切ったわけでございます。⁶⁾」

「最近のこの10年間の様子から考えると、もはや私学につきましては、経常費補助なくしては私学は自立できない、そしてまた質的な学生の教育・研究というものを向上させることができない事態にもうなったんだ。こういうことを考えるならば、今後相当の経常費助成というものが行なわれなければならない…。」⁷⁾

また文部省の「中教審答申一問一答」では、「わが国の私立学校は元来国の援助を求めず、自力で経営を行なうことをたてまえとしてきましたが、近年人件費や物価の上昇により、学校経費は年々著しく増加しているにもかかわらず、これをカバーするのに必要な授業料等の値上げは実際問題としてなかなか容易でない状況にあり、私立学校の経営を困難なものにしています。このことは、私立学校の教育条件の向上の妨げとなり、今後このまま放置すれば、教育条件の一般的な低下は免れない状況であることから、私立学校に対し、人件費を含む経常費の補助が行なわれるようになりました。」⁸⁾と述べている。

ここには、経営難の主因は人件費を含む経常費の膨脹にあること、それが教育条件の低下を招くものとなるがゆえに、経常費補助が始められたこと、が明言されている。明確な私学政策の「転換」⁹⁾である。

こうした「転換」の背景にあったものが何であるかについては、ここでは問わない。¹⁰⁾ともかくも、発足当時私大経常費の7.1%を占めていた経常費補助は、5年目には1/2という目標を掲げていたが、年々かなり大幅な増額はあっても、計画の最終年次の74年にはようやく17.7%で、目標に遠く及ばなかった。このため、文部省では、75年度以後の助成について「私立学校振興方策懇談会」（以下「私振懇」）に諮問を行ない、74年8月その答申が出された。このなかでは、私大の経営の現状およびこれに対する経常費補助の必要性について、懇談会は上記文部省見解とほぼ同様な見方に立っており、加えて父母負担が過重になる傾向が問題とされている。¹¹⁾

一方これより少し前の74年5月に、自由民主党は教育改革第二次案「高等教育の刷新と大学入試制度の改善および私学の振興について」を発表したが、そのなかで「高等教育費は年々増大し、現在の私学助成方式では、家計の負担の増加も、国公立間の教育条件の格差拡大も、その悪化を食い止めることが不可能になっている」とし、新たに「私学振興法」を立法化する作業に着手していることを言明した。¹²⁾同党は翌75年7月、当初の案より大幅に後退した形で経常費補助を含む「私立学校振興助成法案」を国会に提案し、強行採決となったが、同法案の提案者塩崎潤氏は提案理由のなかで、日本の教育の私学依存の現状にふれた後、つぎのように述べている。

「このような学校教育における私立学校依存の傾向にもかかわらず、また昭和45年度から予算補助という形態で始めた国及び地方の経常費補助を毎年度充実していったにもかかわらず

ず、国の私立学校に対する財政援助のあり方等についての考え方は必ずしも確定せず、また年々悪化していく私学財政の危機が果たして切り抜けられるかどうか、常に危ぶまれてきました。特に、最近における人件費の高騰と石油危機以降の物価の急上昇は、私立学校の経営に対して大きな打撃を与え、深刻な危機に直面させているのであります。これに対して私立学校は主として授業料その他の学校納付金の大幅引き上げと収容人員の増加等によって対処してきたのであります。このことは、反面、国・公立の学校にくらべて父兄の学費負担を一層過重ならしめるとともに、私立学校の個性ある教育という理想を損なうのみならず、教育水準の一層の低下を招くこととなっているのであります。¹³⁾

経常費補助の目的は、助成法にいう「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに…修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資する」(第1条)こととされており、単なる財政赤字の補填や私学の「救済」¹⁴⁾に止まるものではない。しかし、経常費補助が生まれた背景には、まず何よりも、人件費の高騰を主因とする私大財政の窮迫と、高等教育費を国家が負担する世界的な趨勢とがあったことを、私たちは銘記する必要がある。しかもその一方、その発足が、全国学園「紛争」から70年安保という局面で、事実上大学対策的発想からなされたこと、従って、私大とは、さらに大学とは、何かという根本的な質の問題を不問にしたものであったこと、そしてこの本質論不在は71年の中教審答申でも76年の高等教育懇談会報告でも同様のまま、助成法にも「自動延長」されていることは重大である。以下で見るとような今日の私大助成のさまざまな矛盾は、すべてここにその根源を持っている。

2. 配分の実態

このようにして、ともかくもはじめられた経常費補助は、各私大にどのように配分されたであろうか。表2

は、1970年度および75年度において経常費補助の多かった上位10大学を示したものであるが、これで見れば、すべて学生数の多い大規模大学と医科系大学である。一方補助金を交付されないものは、75年度については、

表2 経常費補助上位10校(1970, 1975)

順位	1970		1975	
	大 学 名	補助金額	大 学 名	補助金額
1	日本大学(含短大)	7.08 億円	日 本 大 学	540,475 万円
2	慶応義塾大学	4.83	慶 応 義 塾 大 学	344,220
3	早稲田大学	3.73	早 稲 田 大 学	298,291
4	東京慈恵医科大学	3.68	東 海 大 学	186,664
5	東京女子医科大学	3.15	明 治 大 学	145,597
6	順天堂大学	2.89	東 京 医 科 大 学	136,608
7	日本医科大学	2.63	中 央 大 学	136,176
8	東海大学(含短大)	2.56	順 天 堂 大 学	130,397
9	久留米大学	2.21	東 京 女 子 医 科 大 学	117,105
10	東京医科大学	2.11	関 西 大 学	116,919

1970年は毎日新聞1971. 4. 1, 75年は文部省資料「昭和50年度私立大学等経常費補助金交付状況」による。

表3の通りで、未完成校や募集停止校などを含め大学21校、短大33校、高専2校となっている。これは全体の学校数のそれぞれ6.9%、7.6%および28.6%にあたる。

このような各大学への配分方法や不交付については、財団の「私立大学等経常費補助金取扱要領」（以下「取扱要領」）と「私立大学等経常費補助金配分基準」（以下「配分基準」）に規定がある。いずれもその内容は年々少しずつ変わっており、また多岐にわたるので、ここにくわしく述べ

ることはできないが、さしあたり必要な限りについて、75年度のものを見れば、あらましつぎのようである。

まず「取扱要領」は、経常費補助の申請、配分、交付その他の取扱いの細目を定めたもので、これによれば、つぎのような学校法人は交付対象から除外することになっている。

1. 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟係属中その他紛争があり、学校法人の運営の適正な執行を期しがたいもの
2. 財団からの借入金の償還又は公租・公課の納付を1年以上怠っているもの
3. 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上廻り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫しているもの
4. 法令に違反し、又は法令に基づく所轄庁の処分に違反したものの
5. 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いているもの

また、大学・短大やその学部・学科などでつぎのようなものも、交付対象から外される。

1. 設置後、完成年度を超えていないもの（医歯系学部で設置後2ケ年を経過したものを除く）
2. 教職員の争議行為等により、教育・研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶもの
3. 施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他の学生による正常でない行為により、教育および研究に関する機能の全部又は一部を長期間休止しているもの
4. 教育・研究条件が極めて低いもの（在籍学生数の学生総定員に対する割合又は昭和50年度の入学者数の入学定員に対する割合のうちいずれか低い方の割合が5倍以上のもの、又はいずれか高い方の割合が25%以下¹⁶⁾のものを含む）。学生募集停止校等、補助効果が期待しがたいもの

表3 経常費補助不交付内訳（1975）

事由別内訳	学 校 数			
	大 学	短 大	高 専	計
未 完 成	9	9		18
募 集 停 止		3	2	5
他 省 庁 予 り 補 助 有 る も の	1			1
条 件 違 反	0	2	0	2
長 期 滞 納	5	9	0	14
事 務 処 理 不 適 正	2	3	0	5
辞 退	4	4	0	8
そ の 他	0	3	0	3
計	21	33	2	56

75年の同前による。

表 5 第一次調整係数表

区	分	配点	A(150)	B(140)	C(130)	D(120)	E(110)	F(100)	G(90)	H(80)	I(70)	J(60)	K(50)		
A 教育条件	a 学生定員に対する現員の割合(学級ごと)	60	以下	111~120	121~130	131~140	141~150	151~170	171~190	191~210	211~220	231~250	251~		
		30	100~110	98	97	96	95	94~90	88~80	79~70	69~60	59~50	49~		
	b 専任教員1人当りの学生数(学部ごと)	30	(単位人)												
		(大)	以下												
	B 教育研究経費	a 学生納付金収入に対する教育研究経費の割合(学校ごと)	30	以上	11~12	13~16	17~21	22~26	27~31	32~36	37~41	42~46	47~51	52~56	
			15	100~	99~96	95~92	91~88	87~84	83~80	79~75	74~70	69~65	64~60	59~	
		b 学生(現員)1人当りの教育研究経費支出/学生納付金収入	15	(単位千円)											
			以上												
		c 学費収入(学費)に対する教育研究経費支出/学費収入	15	以上	39~35	34~30	29~25	24~20	19~15	14~12	11~9	8~6	5~3	2~	
			10	23~21	20~18	17~15	14~12	11~9	8~7	6~5	4~3	2~	1~		
d 学費収入(学費)に対する教育研究経費支出/学費収入		10	26	25~23	22~20	19~17	16~14	13~11	10~8	7~6	5~4	3~2	1~		
		5	以下												
e 学費収入(学費)に対する教育研究経費支出/学費収入		5	0~2	3~5	6~8	9~11	12~14	15~18	19~22	23~26	27~30	31~35	36~		
		5	未満	以上	以上										
f 学費収入(学費)に対する教育研究経費支出/学費収入	5	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
	5	1未満	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			

(備考) 1. 計算上生ずる端数は、すべて切り捨てるものとする。
 2. 用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。
 (1) 「学生納付金収入」は、授業料収入(備講料等を含む)、入学金及び実験実習収入等の合計額とし、施設設備資金収入を含まないものとする。
 (2) 「教育研究経費支出」は、人件費支出(教員人件費支出を除く)、教育研究経費支出及び設備関係支出(備本及び模型の取得のための支出を含む)原則として経費支出を除く)の合計額とする。ただし、附属病院に係る支出を除く。
 (3) 「経費収入(学費)」は、人件費支出(学費)を除く、教育研究経費支出、借入金等利息支出及び設備関係支出(2)の場合と同額の合計額とする。
 (4) 「経費収支差額」は、経費収入(学費)と、経費支出との差額とする。この場合において、「経費収入」とは、学生納付金収入(1)と同額、手数料収入、寄付金収入(この補助金に限る)、貸付金収入、事業収入及び雑収入の合計額をいうものとする。
 (5) 「借入金利息」は、借入金等利息支出の金額とする。
 3. 数字の単位は、特に標示のない限り、百分比である。

では、専任教員および職員として認定される基準、学部・学科系列および実験・非実験の分類などが詳細に規定されている。

この認定基準は、「交付要領」に定められた補助金の不交付や「配分基準」の第2次調整とともに、しばしば私大への統制監督を強化するものとして、批判を受けている。その危険はたしかに大きい、私大内部にも種々国民の指弾を受けるような問題点が現実にある以上、これらの項目はすべて廃止すべきであると一概に言いきれないところにむずかしさがある。

それはともかくとして、第1次調整の要素となっている項目は、大きく分けて、人的・物的な教育諸条件と財政であるが、この両者は基本的に相容れない。以前に比べれば、補助金の比重はかなり増大しているとはいっても、依然として決定的な学費依存の私大の財政構造では、研究教育諸条件のどれかをよくしようとすれば他の何かが悪くなり、いずれをもよくしようとすれば、財政が窮迫する「蟻地獄¹⁸⁾」の事態が私大の現実である。財政状況の配点は10点にすぎないにしても、こうした矛盾した諸要素が同列にあることは疑問といわねばならない。この矛盾を解決する途はただひとつ、学費の大幅引上げということになる。しかし、それで解決しうるのであれば、もともと経常費補助など不要であろう。

第1次調整、部分的には、第2次調整があるにしても、基礎になるのは、医歯系・理工系・その他の順に厚く、また教職員数・学生数に比例した標準補助額である。さきに表2でみた補助金配分実態で、上位が大規模大学や医歯科系大学となっており、またその順位に大きな変動のないことも、うなずかれる。

これまで述べたものはいわゆる「一般補助」であり、一定の傾斜配分はあるが、基本は教職員数と学生数であって、「悪平等」であるとの批判があった。75年度はじめて17億95万9千円の特別補助が交付されたが、その対象は、1)大学院（博士課程）、2)通信教育、3)夜間部学生、4)初等教育教員養成および特殊教育教員養成、5)看護婦養成、6)留学生教育、7)外国人教師による教育、8)朝鮮語等アジア諸国語の教育、9)学外教育実習、10)身体障害者教育、11)その他特色ある教育、となっている。その交付実績としては、大学院に対する補助が11億

表6 経常費補助学生当り標準単価

区 分	学生1人当り標準単価
1. 大 学	
(1) 医 歯 学 部	円
大 学 院 博 士	56,110
学 部 { 専 門	14,950
{ 一 般	9,905
(2) 理 工 系 学 部	
大 学 院 { 博 士	52,080
{ 修 士	38,635
学 部 { 専 門	13,780
{ 一 般	9,905
(3) その他系の学部	
大 学 院 { 博 士	20,220
{ 修 士	15,065
学 部 { 専 門	6,025
{ 一 般	9,905
2. 短 期 大 学	
(1) 理 工 系 学 科	
{ 専 門	11,660
{ 一 般	8,380
(2) その他系の学科	
{ 専 門	5,095
{ 一 般	8,380
3. 高 等 専 門 学 校	
{ 専 門	11,660
{ 一 般	8,380

5536万円と、全体の67.9%を占めており、また大学別の配分では、一般補助と同様、大規模大学と医科系大学が多くなっている。

このような配分の問題点については、あとでまた立入って検討することにして、私たちは、つぎに、経常費補助の発足にともない補助を受ける学校法人に適用されるようになった「学校法人会計基準」についてその内容を見ることにしよう。

3. 会計基準の問題点

私立学校法第47条では、学校法人は毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表および収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備えおかねばならない、と規定されている。しかしこれらの計算書類の様式については、なんらの規制もなく、学校法人により収支の内容も多種多様であって、法人相互間の財政状況比較なども困難であった。このため各方面で統一的な基準の作成が検討されていたが、日本私立大学連盟では、1963年から作成の作業に入り、翌64年「学校法人会計基準」を発表するに至った。

このあと、1967年になって出された臨私調答申も、助成の拡充について国民の理解と支持を得るためにも、統一的な「財務基準の制定」が必要であると述べている。これを受けた形で68年7月に文部省は「学校法人財務基準調査研究会」を発足させ、その答申にもとづいて「学校法人会計基準」を71年4月付省令として施行した。そして、経常費補助の交付を受ける学校法人は、72年度以降この「会計基準」により会計処理を行ない計算書類を作成しなければならないことになった。

この「会計基準」の基本的な考え方は、私大連盟の「会計基準」の上に立っており、後者が経常費補助に対して文部省がまだ否定的だったころすでに作製されたものであることは重要である。経常費補助と表裏一体である「会計基準」は、その成立の経過からいえば経常費補助を前提としていないのであり、このことはその内容を見ればさらに明白になる。

「会計基準」では、「資金収支計算」と「消費収支計算」の二つの計算体系が要求されている。このうち「資金収支計算」は年間の資金、すなわち「現金及びいつでも引き出すことができる貯予金」（第6条）の収支を見るもので、収入には借入金や本来次年度収入になる前受金なども含まれ、支出には土地・建物などへのいわゆる設備投資や債務償還も含まれる。従来多くの法人でとっていた経常部・臨時部の二本立てを一本にしたのにやや類似したものといえよう。

しかし、こうした資金収支だけでは、法人財政の安全性、健全性はわからない。そこで、学費や補助金、事業収入、財産収入など、「学校法人の負債とならない」純収入＝「帰属収入」（第16条）に年々支出される人件費や経常的物件費の総計である消費支出を対置させて、毎年の収入・支出の超過、いわゆる黒字・赤字を見ることが必要となる。企業の損益計算書の方法である。ただ、ここで注目しなければならないのは、帰属収入全額ではなく、これから予

め「基本金組入額」を差引いたものが、消費支出に充当できる消費収入とされていることである。

基本金は、一般企業での資本金にあたり、「会計基準」では設立当時の資産額、拡充にもとづく資産額、基金として継続的に保持・運用する資産額（たとえば奨学基金）および必要運転資金額をあげている（第30条）。公共性をもつ学校法人の永続的な活動のため、これらに相当する金額を必要とするというわけであり、その金額の決定は各法人の自主的な計画にゆだねられる。こうした基本金を維持拡大するものが年々の帰属収入からの基本金組入であり、内容からいって主なものは、施設・設備の自己資金の取得分とそれらの取得のための借入金の当年度における返済額とである。

このように、「『基準』の『基本金』概念の背後には、学校法人の経営に必要な資産は、いわゆる自己資金をもってまかなわれるべきであるとする理念がある¹⁹⁾」。そしてこのような考え方は、私立学校法が「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設またはこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」（第25条第1項）とし、設置認可には資産を重視している（第31条）ことからもうかがわれる財団法人的な性格づけをうけつぐものである。

しかもここでは、帰属収入から消費支出を除いた残額が設備投資なり借入金返済にあてられるというのではなく、帰属収入からまずもって設備投資分等々が差引かれ、その残りが消費支出に充当できる額とされているわけで、基本金組入額のかんによってその額は大きく左右されることになる。

しかし、この「会計基準」の作成者自身認めるように、「現在の私学財政の大勢からみると、基準の求める基本金組入を行ないつつ消費収支の均衡をたもつことは、かなり困難²⁰⁾」であり、そうした事態にあればこそ、経常費補助がはじめられたわけである。坂田文相が述べたように²¹⁾、私立学校法制定当時と経常費補助発足のころでは、事情が大きく変化しているのであり、「会計基準」のこのような思想は、経常費補助の思想と真向から対立するといわねばならない。

「会計基準」には、このほか会計学者などによりしばしば指摘されるいくつかの問題点がある。消費支出の人件費のなかの「退職給与引当金繰入」はその一つである。引当金は、教職員が一斉に退職したという、かなり非現実的な場合に必要な退職金額の二分の一を目標とし、これに一定年限（1981年までの10年）で到達するものとして毎年設定される。この金額は年々実際に支出される退職金より一般的にいはるかに大きい。このため消費収支計算書での人件費と資金収支計算書での人件費との差額は、消費収支での見せかけの赤字を大きくすることになる。

つぎに「減価償却」がある。これまでの学校法人の会計では、一般的に固定資産についての償却は行なわれておらず、またたとえばアメリカの私学会計では、こうした慣行はない。日本の一般の企業でも実際はそうであるが、とくに私大財政の現実では、ほとんどの場合、

年々減価償却を実際に積み立てておく余裕などあるはずもなく、大規模な更新の設備投資は借入金を以て行なわれ、事後に年々借入金の返済を行なっているのが普通である。こうして減価償却は、退職給与引当金繰入と同じく、帳簿上の赤字をふくらますものとなる。

4. 私大の不均等発展

筆者はさきに人件費補助の発足に関連して1960年前後から70年ごろまでの私大財政を分析したことがある。²³⁾そこで明らかになったことはあらましつぎの通りであった。すなわち、60年代の全般的な学生急増のなかで、N大学のような例外はあるが、戦前派の大規模総合大学では、概して学生数の伸びは比較的小さく、H大学やM大学のように完全な横這いないし若干の低下さえ示したところさえあった。こうした諸大学（Aグループ）にあっては、度々の学費値上げをもってしてもインフレのための人件費を中心とする経費増はカバーすることが不可能で、人件費比率の上昇は著しく、財政は窮迫の一途であった。これに対し、N大学や以前中規模だった諸大学（Bグループ）では、学生数の増加は全国平均をはるかに上廻っており、その人件費比率は比較的安くしかも安定していた。全体としては、学生数の爆発的増加に対し教職員の増員は追いつかず、その賃金上昇も学費の高騰の度合をはるかに下廻るなかで、私大の財政危機が叫ばれ、経常費補助が要求されはじめたという奇妙な事実の背景には、こうした私大の「不均等発展」があったのである。しかし、67～8年ごろから学生数の伸びが鈍化をはじめ、学費高騰も頭うちになるや、Bグループの諸大学でも人件費比率は上昇をはじめ。表7はこうした財政状況の推移についていくつかの典型的な私大を例にとって見たものであるが、このように私大の財政危機が深刻かつ全面的なものとなったその時点で、経常費補助がはじめられたのであった。

しかし、経常費補助ははたしてこのような私大の財政窮迫を救うことができたであろうか。

表7 私立大学人件費比率推移 (%)

大学	1960	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
H	56.0	53.1	55.5	55.2	59.2	59.8	62.3	64.5	66.6	70.1	73.9	72.7
M	50.6	56.8	61.4	64.0	61.9	68.5	74.3	72.3	71.2	77.2	78.1	86.2
W	66.7	69.4	67.2	61.0	62.3	64.8	65.2	67.3	71.3	71.5	77.6	81.6
K	55.9	56.6	58.7	60.1	58.0	58.9	59.3	59.2	58.9	67.9	65.5	67.2
R	78.5	73.6	77.5	80.2	76.2	74.9	68.2	67.5	69.1	73.6	73.0	82.3
C	65.8	63.1	56.3	56.9	59.2	51.1	53.3	55.9	62.7	63.8	69.5	88.7
Ty	(59年)				51.5	45.0	48.3	45.9	45.8	47.5	46.0	53.3
Ss	48.4			41.2					49.4	49.2	54.1	52.5
N				32.6	34.4	32.7	33.1	33.3	38.0	35.0	40.9	42.1

1. 数値は人件費/学費（K、N大は学費+病院収入）を示す。
2. 人件費の内容は年度により、大学により若干の差がある。
3. 各大学法人の決算書（70年度は資金収支決算書）により、法人全体のもの（R大のみ大学）である。

私大財政の現状についての立入った検討は稿を改めて行なう予定であるが、さしあたり振興財団の資料により経常費補助発足の翌年からの大学法人の財政状況の推移を見たものが表8である。これによれば、帰属収入全体のなかでの人件費の割合および消費収支のバランスはほぼ連年悪化の一途で、経常費補助が私大の財政危機の歯止めにならなかったことがわかる。それは、止まることを知らない毎年の私大の大幅な学費値上げをみても明らかであり、75年における一時的な財政状況の好転は、この年における校数・上げ幅ともに未曾有の学費値上げによるところが大きい。

そうしたなかでも、個別的就れば、依然「不均等発展」は続いている。ここでは前表の

表 8 大学法人財政状況推移

(%)

項 目	大学区分	1971	72	73	74	75
人 件 費 / 帰属収入	A	37.63	40.78	44.80	48.68	46.61
	B	53.80	56.32	59.38	66.27	62.94
	C	41.13	36.81	40.87	41.15	41.09
	D	39.77	40.69	41.95	46.65	38.50
	E	52.90	54.30	58.02	61.62	52.30
	平均	48.01	49.93	53.44	56.79	53.90
消費支出 / 消費収入	A	86.49	97.38	104.02	105.34	107.99
	B	101.33	105.16	108.10	113.19	104.90
	C	87.97	97.01	108.48	120.09	96.93
	D	92.63	87.92	91.66	100.97	103.19
	E	95.58	101.26	106.55	113.13	102.61
	平均	94.41	101.06	106.21	110.31	104.20
集 計 法 人 数	A	23	23	24	27	21
	B	66	65	66	66	66
	C	4	6	7	7	14
	D	7	7	7	14	16
	E	172	169	171	170	173
	計	272/276	270/286	275/283	284/292	290/296

- 『月刊私学振興』№36, 48, 59, 71 のほか財団資料により算出。
- 大学区分はA：医歯系学部のほか、その他の学部または併設校のある法人
B：理工系学部のほか、その他の学部（医歯系を除く）または併設校のある法人
C：医歯系学部のみ法人
D：理工系学部のみ法人
E：上記以外の法人
- 集計法人数の計の下欄は調査法人数。

諸大学のうち、H大学とN大学を例にとり、やや立ち入って比較してみることにしよう。

表9および表10は、それぞれ、71年から75年までの学校法人H大学および学校法人N大学の財政状況を重要な費目により見たものである。

表9 学校法人H大学財政状況推移

(百万円)

区 分		71	72	73	74	75	
資 金	収 入	学生生徒等納付金	3,201	3,653	3,991	4,574	6,325
		施設設備資金	584	651	663	697	671
		手数料	862	634	788	980	1,064
		寄付金	27	35	149	331	120
		一般寄付金	0	0	88	149	116
		補助金	337	523	784	1,150	1,536
		国庫補助金	209	338	515	809	1,195
	支 出	人件費	2,954	3,232	3,905	5,070	6,115
		退職金	97	84	121	92	149
		施設関係	539	601	654	1,188	764
		資産・運用支出	123	144	180	228	313
		經常的収入	3,957	4,295	5,147	6,343	8,613
		經常的支出	4,220	4,385	5,305	6,784	8,091
		經常収支差額	△ 263	△ 90	△ 158	△ 441	522
同上/經常的支出(%)	△ 6.2	△ 2.1	△ 3.0	△ 6.5	6.5		
消 費	収 入	帰属収入	4,606	4,987	5,894	7,236	9,332
		基本金組入	△ 357	△ 455	△ 760	△ 925	△ 735
		(消費収入)	4,249	4,532	5,135	6,310	8,598
	支 出	人件費	2,965	3,482	4,261	5,670	6,635
		退職給与引当金繰入	108	334	477	693	669
		減価償却	353	334	349	366	389
		(消費支出)	4,358	4,803	5,862	5,553	8,761
	支	帰属収入-消費支出	248	184	116	△ 317	571
		消費収支差額	△ 109	△ 271	△ 727	△ 1,247	△ 164
		同 累 計		△ 271	△ 998	△ 2,241	△ 2,404
人件費(資金収支)/学費(%)		72.7					
同上(同上)/帰属収入(%)		64.1	64.8	66.2	70.0	65.5	
同上(消費収支)/同上(%)		64.4	69.8	72.3	78.4	71.1	
資 産		9,753	10,680	11,552	13,250	14,495	
長期借入金		1,020	1,208	1,427	1,898	2,254	
基本 本 金			7,467	8,226	9,152	9,886	
基本 金 未 組 入 額			1,229	1,420	1,787	2,126	

(注) 1. 学校法人決算書による。

2. 学費は学生生徒納付金+手数料+一般寄付金

表 10 学校法人N大学財政状況推移

(百万円)

区 分		71	72	73	74	75	
資 金	入	学生生徒等納付金	17,175	17,390	18,649	19,764	21,796
		施設設備資金	3,509	3,527	3,573	3,903	4,283
		手数料	646	1,040	1,213	1,744	1,977
		寄付金	7,702	8,387	10,320	10,571	12,195
		一般寄付金	7,614	8,387	9,859	9,872	11,050
		補助金	1,427	2,193	3,216	4,870	7,036
		国庫補助金	1,116	1,759	2,609	3,976	5,941
		受取利息・配当金	1,546	1,911	2,230	3,431	4,770
		事業収入	4,967	6,110	6,722	8,922	10,539
	支	人件費	12,736	14,977	18,296	23,897	28,248
		退職金		365	515	639	1,080
		借入金利息	219	206	183	163	146
		施設関係	5,563	4,418	3,065	7,968	7,053
		資産運用支出	5,749	6,791	10,079	8,321	9,624
支	経常的収入	30,046	33,664	38,601	45,023	53,687	
	経常的支出	22,961	25,874	33,389	38,471	45,202	
	経常収支差額	7,085	7,790	5,212	6,552	8,485	
	同上/経常的支出(%)	30.9	30.1	15.6	17.0	18.8	
消 費	入	帰属収入		37,516	42,854	49,679	59,248
		基本金組入 (消費収入)		△8,895	△9,700	△9,860	△13,882
				28,621	33,154	39,819	45,366
	支	人件費		15,505	19,396	28,593	29,061
		退職給与引当金繰入		892	1,615	5,009	1,299
		減価償却 (消費支出)		2,960	2,885	2,014	3,292
	支			27,103	32,338	43,704	46,216
帰属収入-消費支出			10,413	10,516	5,975	13,032	
	消費収支差額		1,518	816	△3,886	△850	
	同 累 計			9,047	5,162	4,312	
	人件費(資金収支)/学費(%)	50.1					
	同上(同上)/帰属収入(%)	37.9	40.2	42.9	48.1	47.7	
	同上(消費収支)/同上(%)		41.3	45.3	57.6	49.1	
	資 産	100,818	113,872	126,494	140,472	159,567	
	長期借入金	2,936	2,627	2,368	2,112	2,076	
	基本 本 金	71,513	82,063	91,763	101,623	115,506	
	基本 本 金 未 組 入 額		981	586	0	246	

(注) : 前表に同じ

消費収支での人件費は、さきに見たような問題があるが、一応これによって見れば、H大学の場合、帰属収入に対するその比率は連年ほぼ上昇の一途で、74年には78.4%に達する。

日本私学振興財団が標準比率としているこの指標は60%以内であり、70%になれば「危険」、80%以上になったら「なんらかの手を打たなければならない²⁴⁾」としている。またその調査によれば、表8で見たように74年の場合、H大学のように理工系学部のほか、医・歯学部以外のその他の学部または併設校のある大学法人の全国平均は66.27%で、H大学はこれよりかなり高い。

一方前出表5で財団の定める²⁵⁾経常的収入および経常的支出により収支の差を見れば、71年以降毎年経常的支出超過、すなわち経常赤字が続いており、74年度はこれが約4.4億円に達している。また会計基準で問題にした諸項目のうち、退職給与引当金繰入と減価償却については必ずしも全面的に不合理ともいえない部分もあるので、基本金繰入だけを考慮に入れて、帰属収入から消費支出を差引いたものを見れば、73年までは若干黒字であったものが、74年は3億円をこえる赤字となっている。基本金組入を行なつての消費収入と消費支出の差額では、当然のこと連年赤字は増大する一方である。75年の平均2倍という大幅学費直上げによって、こうした事態は一時的に緩和されており、人件費/帰属収入比は71.1%、経常収支は5.2億円の黒字、帰属収入と消費支出の差額も5.7億円の黒字となった。消費収支差額も前年の12.5億円から1.6億円に減少し、累積の消費支出超過額は24億円で増大のテンポは鈍っている。

ともあれ、こうした収支状況では、自己資金による設備投資は多くを望めないことになる。H大学の資産は71年の97.5億円から75年の144.9億円とかなり大きな増加を示しているが、基本金が98.9億円であるのに対し、基本金未組入額、すなわちすでに固定資産などになっていながら借入金により取得したものでその借入の返済の終わっていない²⁶⁾金額は年々増大しており、75年度21.3億円で、ほぼ長期借入金に見合っている。また固定資産111.2億円の内訳では、土地や建物の有形固定資産が大半の98.5億円で、その他は教職員への住宅資金貸付金6.6億円や退職給与引当特定資産3.5億円が目立ったものでしかない。

ついでにふれておくと、H大学はAグループのなかで、とくに財政状況が著しく悪化している大学というわけではない。H大学と同様、むしろこれより早く学生数を抑制して、過去20年近く3万2~3千人で推移しているM大学²⁷⁾では、74年度の消費収支における人件費/帰属収入比率84.6%、帰属収入と消費支出の差は7.8億円(消費支出に対し9.6%)の赤字、年度末の借入金残高53.2億円のうち、32.8億円が人件費その他経常的な支払いのための短期借入という状況であった。年間の利子払いは3.1億円にのぼる。この大学では50年春平均66%の大幅な学費値上げを行ない、人件費比率は74.1%に低下したが、基本的な解決にはほど遠く、年度末の借入金残高は依然45.6億円にのぼっている。

またR大学²⁸⁾の財政状況はさらに深刻である。ここは65年以来学費を改定しておらず、年々の人件費比率は上昇の一途であったが、近年はそれがさらに甚だしく、74年は帰属収入に対する人件費比率が法人全体で実に98.8%に達した。帰属収入と消費支出の差は9.4億円の赤字で、消費支出との比率は17.7%に及ぶ。この大学の教職員の賃金水準は他大学に比べて比

較的良好であり、教員1人当り学生数も同規模私大中では最低の部類である。このように研究教育条件をよくしようとすれば、その物的な財政基盤を自ら掘り崩すことになるという、私大の「蟻地獄」の典型の一つがここに²⁹⁾ある。50年春若干の学費値上げを行なっているが、50年度の人件費/帰属収入比率は91.4%と相変わらず高い。一般の企業ならば、とうに倒産を免れないところであろう。

N大学の場合にはこれらとまったく様相が異なる。たしかに、学生数の頭うちにもなって、N大学でも人件費比率は着実に上昇しており、また大学の12学部のうち7学部が医歯系・理工系であるから、物件費比率が比較的高いことも、他大学との比較では考慮せねばならない。消費収支での人件費/帰属収入比率はほぼ40%で、74年の財団調査での、医歯系学部のほかその他の学部または併設校のある法人の平均48.68%に見合っている。ただ74年は57.6%と一時的に高いが、これは50億をこえる膨大な退職給与引当金繰入があるためである。

一方、帰属収入と消費支出の差額を見れば、74年で59.7億円(消費支出比13.7%)³⁰⁾、75年で130.3億円(同じく28.2%)という膨大な黒字である。また基本金繰入を差引いた消費収入と消費支出との対比では、73年までは黒字で、74年にはじめて消費支出に対し8.9%の赤字となるが、75年にはむしろ赤字幅は1.8%と縮少する。そして累積として見れば、74、75年の赤字を差引いて、75年になお43.1億円³⁰⁾の黒字を残している。

H大学の場合にも見た財団の定める経常収支ではどうか。表でも明らかのように、ここでも連年50~80億円、経常的支出の10数%から30%にも及ぶ黒字である。

ここは、66年に学費値上げを行なってから、大学では値上げを行なっておらず、76年の春10年ぶりにほぼ2倍の値上げをしている。それにもかかわらず、こうした健全財政であるのは何故であろうか。医学部・歯学部の付属病院収入の伸びはかなり大きい。しかし医療収入にもまして巨額であるし、その増加も大きいのは、いわゆる補欠入学金を主な内容とする一般寄付金である。74年度はこれが98.7億円、75年は110.5億円に達しており、75年度の財政の好転もこの大きな増加が主因となっている。例年医歯系学部ではよくこれが問題にされるが、この大学では、医歯系以外の諸学部、夜間部、短大などにもこれがある。そして66年以降75年までのその累計は、698.3億円に及ぶ。これは、2、3年おきに数十万円程度の学費値上げをしたのでは、はるかに及びもつかぬ額である。

こうした黒字はどうなっているか。この大学の資金収支の支出で目立つのは年々30~70億円の設備投資と、60~100億円の資産運用支出である。後者の内訳では諸引当資産への繰入が圧倒的で、たとえば75年を例にとると、総額96.2億円のうち、退職給与24.4億、総合積立7.5億、一般基本金30.5億、特定基本金10.8億、特定目的8.8億のほか、減価償却14億がある。

このため資産の増大も年々100億をこえ、74年は年間139.8億、75年は190.9億円で、75年末には1595.7億という巨額であるが、これを時価にすれば1兆円はこえるものと推定される。しかも、75年度末の基本金1155億円に対し、未組入額はわずか2.5億円にすぎない(74年度

までであった。量的な比重の大きいことや私大財政の窮迫だけからは、公費が投じられねばならない必然性はない。「および腰」の限界ははじめから見えていたのである。

その一つの現われが先に見たいわば「公共性」と「私事性」の矛盾である。「公共性」からいえば、諸外国と同様、大幅な公費が高等教育に投入されて然るべきであり、そこにあらためて自己資金による「財政の健全」が問題になる余地はありえない。イギリスの大学を見れば一目瞭然である。しかし、私学法により一定程度の「公共性」は認められたとはいえ、学校法人はあくまで私的経営とする「私事性」の思想は根深い。

「およそ私立学校は、それぞれの学校の建学の精神に基づく独自の学風とそれを裏付ける独立の経営的基盤をもつ点にその特質があると思われる。

したがって、私立学校に対する公の助成策としては、基本的には、私立学校の基金の造成など経営的基盤そのものを充実させることが望ましいが、今日の経済情勢や私立学校の経営の実情に照らし、毎年度、経常的に必要とされる経費について助成する必要がある³³⁾。」

1/2助成をめざして経常費補助を拡大する——それは全額助成にもつながりうる——「公共性」の論理と、補助はあくまで一時的なもので、本来は設置者負担の原則に立つという「私事性」の論理と、「二足のわらじ」である。

大都市以外の地域にある私大の役割は重要であるのに、その反面学費値上げが困難で学生も集まりにくい実状にある。このため、私振懇はこれらに対する経常費補助について特別な配慮が必要であると言っている。³⁴⁾「公共性」からいえば当然のことであろう。しかし、現実にそうした「配慮」はないどころか逆でさえある。一般に経営困難校については、それが「公共性」の一端を担うものであるならば、むしろ緊急助成が与えられるべきだということにもなる。しかし、「私事性」の論理が先行する現実の配分では、私的経営の「スクラップ」はやむをえないとされる。未成年次のものへの不交付や完成後間もないものへの減額も、同様な問題を持っている。

そして一方、補欠入学金によるにせよ何にせよ私的経営として健全——それは「私事性」の論理からは「経営努力」の現われであり、望ましいことである——な私大には、経常赤字にもかかわらず、経常費補助が惜しみなく与えられる、という「ビルド」がある。さきに見た傾斜配分では、研究教育条件のよいところはますますよくなり、悪いところは逆ますます悪くなるわけである。他よりもすぐれた研究教育条件によるにせよ、医歯系・理工系など需要の高い専攻分野を持つためにせよ、あるいは教職員・学生の「頭かず」によるにせよ、個別私大の「国家社会」への寄与を基準とする現行傾斜配分方式は、そうでなくてさえ甚しい私大間の格差を一層大きくするが、それは私大の選別機関としての役割をさらに強化することになる。教育の多層構造の拡大である。

過去の実績を見れば、「傾斜配分」はあるにしても、基礎になっているのは何とんでも「頭かず」である。その端的な現われがN大学ということになる。それは「悪平等」であるとして、私大の「質」あるいは「特色ある教育」を考慮しようというのが特別補助というわ

けであろう。特別補助は拡大される方向と言われるが、今後も主体は一般補助であることに変わりはないものと思われる。また上からの「質」の判断が大きな比重をもつことには危険な側面がある。

この特別補助にしても、無計画な私的経営を、いわば商品経済の論理に立つ「私事性」を、前提としたまま、個別私大の国家・社会への貢献度により報償を与えようということでは、一般補助と変わりはない。その内容は、先に見たように圧倒的な部分が博士課程をもつ大学院へということで、大規模大学や医大が交付額で上位を占めている。それに反して通信教育、夜間部、身障者教育などへの補助額はごく一部分である。北海道のある短大の場合、夜間部の学生 150 人に対し、1 人当たり 1,000 円の特別補助の交付額はわずか 15 万円であった。この金額で、どれだけの教育研究の改善ができるというのであろうか。

よく私大への国庫助成の理想像として、イギリスの UGC (University Grants Committee) 方式がいわれる。しかし、そこにはすでに、かつての *Support but no control* はない。1963 年、高等教育改革に関するロビンス報告が出され、大学大衆化が進むなかで、UGC はもはや「緩衝機関」(Buffer) ではなくなり、A. H. ホルゼーの言葉を借りれば「社会主義的な役割」を演じる高等教育計画機関となっている。大学はすべて完全に「公共性」をもつものとして、³⁵⁾ 公費により財政基盤を確保され、補助金の配分は全体的な計画にもとずいてなされることになる。

一方、アメリカでは、高等教育の圧倒的な部分は公立であり、私大への経常費補助は原則的にはなく、学生への援助が基本である。私大が設置されるのも廃校になるのも、レッセ・フェールという「私事性」の論理が、ここにはある。

国民の「教育要求」、というより「パスポート要求」に乗じて、水ぶくれにふくれ上がった日本の私大は、このいずれとも様相がまったく異なるが、それでも、この二つの途のいずれかをとることが許されているだろうか。それとも、これらと異なる第三の途が可能なのだろうか。

おそまきながら、中教審が提唱した高等教育計画は、高等教育懇談会によってはじめられた。しかし、「吹きだまり」の私大を、その「私事性」を、そのままにして高等教育の全体計画は立てようもない。公立新設→国立新設→事実上の私立（プラス各種学校等）依存と、二転三転した懇談会は、ようやく「質」の検討をはじめたが、日本の高等教育のさまざまなひずみを是正した今後の大学地図をどのように作り得るか疑問である。新增設の抑制は打ち出されたが、既設の私大はどうするのか。助成による「誘導」³⁶⁾ないし「調整」³⁶⁾＝「スクラップ・アンド・ビルド」を通じて、それらを国家の一元的な包摂の下にくみこんでゆこうというのであろうか。

(注)

- 1) 文部省管理局「昭和52年度概算要求の概要」
- 2) 『全国私立大学白書(昭和50年度)』p.234.
- 3) 日本私立大学連盟『大学時報』Vol.10, №50, p.45., 読売新聞社『私立大学』p.211-211.
- 4) 文部省『わが国の高等教育』p.146-147.
- 5) 同上 p.143, 文部省『わが国の私立学校』p.129. これらがどのように誤っているかについては, 拙稿「人件費補助の意味するもの」『経済志林』Vol.39, №4 および同「私学経営と教育権」大沢 勝・永井憲一編『私学の教育権と公費助成』参照。
- 6) 昭和45.4.10第63国会衆議院文教委員会議録第13号 p.2-3.
- 7) 昭和45.4.22同上第16号 p.19. なお, このほかに第14号 p.1, p.15 および第16号 p.15, p.23参照。
- 8) 文部省『これからの学校教育——中教審答申一問一答——』p.52. なお「国の援助を求めず」は「国の援助を与えられず」というべきであろう。
- 9) 文部省『教育改革のための基本的施策』(中央教育審議会答申) p.94.
- 10) 上記拙稿参照。
- 11) 私立学校振興方策懇談会『私立学校の振興方策について』p.2-3, p.4.
- 12) 自由民主党政務調査会『高等教育の刷新と大学入試制度の改善および私学の振興について』p.25-26.
- 13) 昭和50.6.26第75国会衆議院文教委員会議録第18号 p.3.
- 14) 昭和45.4.15第63国会衆議院文教委員会議録第14号 p.2.
- 15) 私学新報社『私立学校の運営』p.122-123.
- 16) この倍率は年々きびしくする方針がとられており, 定員超過については76年度4倍以上, 77年度3倍以上, 定員未滿については, 総定員に対する在籍者の割合が76年度30%以下(当該年度の入学定員に対する入学者数の割合が40%以上のものを除く), 77年度40%以下(同じく50%以上を除く), 78年度50%以下の学校は交付対象から除外することになっている。
- 17) 前掲『私立学校の運営』p.128-139.
- 18) 拙稿「私立大学教職員の賃金実態」『経済志林』Vol.41, №2, p.36.
- 19) 村山徳五郎「演繹思考の会計原則」『企業会計』1971.1, p.163.
- 20) 古川栄一編著『学校法人会計基準解説』p.49.
- 21) 前掲文教委員会議録第14号 p.15.
- 22) 木村栄吉「学校法人会計基準の問題点」東京私学教職員組合連合『学習資料26』, 角瀬保雄「新私学会計制度の基本的性格」『経営志林』Vol.8, №2, 山口孝「国庫助成と私学経営」『経済評論』1973.10臨時増刊など。
- 23) 前掲『経済志林』Vol.39, №4 および『私学の教育権と公費助成』
- 24) 『私学振興』№20, p.5.
- 25) ただし, 経常収入の補助金には, 経常費補助以外のものもすべて含む。
- 26) ただし, 72年2月12日の文部省の学校法人財務基準調査研究会報により, 財団などからの新規借入れによって借入金を返済した場合も当該返済額は基本金に組入れることになっている。日本公認会計士協会編「監査資料集(非営利会計編)」p.229参照。
- 27) 以下の数値は学校法人M大学の決算書による。
- 28) 以下の数値は学校法人R大学の決算書による。
- 29) 前掲『全国私立大学白書』p.234参照。

- 30) いずれの場合も、74年の50億円という巨額の退職給与引当金繰入があることを考慮する必要がある。
- 31) 同大学『学費の改定について』 p.17.
- 32) 同上 p.19.
- 33) 前掲私振懇報告p.4.
- 34) 同上 p.5.
- 35) UGCの変貌については、たとえば「大学補助金委員会(UGC)の発展の概要」(文部省大学局『大学資料』第57・58合併号)参照。
- 36) 前掲中教審答申 p.75.

〔追記〕：本稿執筆後、77年度の政府予算案が決定した。これによれば、私大経常費補助は前年比24.4%伸びの1,605億円、私大経常費総額の26.9%にあたっている。

また76年度の経常費補助についての「交付要領」と「配分基準」が発表された。新たに研究旅費が補助対象となり、補助金額の算定方式も変わったほか、調整係数表の調整率の上限を150から140に下げ、大学の学部や短大について完成年度経過後、間もないものの減額をなくしたことなどが主な改正点である。

なお、調整係数表の調整率の上限は77年度は120、78年度は100に引き下げられる予定であり、傾斜配分が弱められる方向にあるのは注目に値する。

A Study of Some Problems Concerning Assistance to Private Institution of Higher Education

Ken OGATA *

Subsidies towards the current expenditure of private institutions of higher education which started in 1970 have increased year after year and amounted to 129 thousand million yen in 1976. The amount is equal to 24 per cent of total current expenditure of private institutions. However, various problems and contradictions are involved in the distribution of subsidies. For example, two ambivalent factors, research-educational conditions and the financial state of institutions, are juxtaposed as criteria of distribution, and there is also the fact that the highest subsidies are given to institutions which are financially well off.

All these problems derive from the fact that subsidies in current expenditure began without making clear some of the qualitative questions of higher education, such as the role of higher education in the future, or the position of private institutions in the future system. For example, it is asserted that private institutions also have "public-ness" because higher education in Japan is carried out overwhelmingly in private institutions. But what kind of education and research is carried out in private institutions, or what people merely seek a "passport" named university graduation or whether they really seek the "education" provided in the university, etc. remain unquestioned. Accordingly, while "public-ness" of private institutions is asserted, there remains on the other hand a strong idea that the school governing bodies are definitely a private enterprise. Based on such an idea of private-ness, data about the establishing bodies' contributions and the "sound" finance of private institutions are required, and while financially-sound institutions prosper more and more, institutions in a poor financial condition become poorer and poorer. Thus, the so-called "scrap and build" state proceeds and the multiplex structure of education expands.

Although the UGC (University Grants Committee) of the United Kingdom is often quoted as an ideal of national assistance to private institutions of higher education, the principle of "support but no control" is not working there now. UGC is no longer a buffer organization but it has come to play so-called "socialistic role". All the institutions of higher education are considered to have "public-ness" in the full sense of the word, and their financial basis is guaranteed by public expenditure, and the distribution of grants is made according to the total plan.

On the contrary, in America there is in principle no subsidies for current expenditure in private institutions, but subsidies to individual students are common. Here can be seen the logic of "private-ness" when private institutions are established or abolished on the principle of *laissez-faire*.

Private institutions of higher education in Japan, taking advantage of the people's request for a "passport" rather than their request for education, are swollen beyond capacity. Therefore, the situation in Japanese institutions is remarkably different from either that of the British or of American institutions. However, it seems quite urgent for private institutions in Japan to seek for appropriate solutions to their difficulties.

*Affiliated Researcher, Research Institute for Higher Education / Professor, Faculty of Economics, Hosei University